

### 3. 主な改正内容

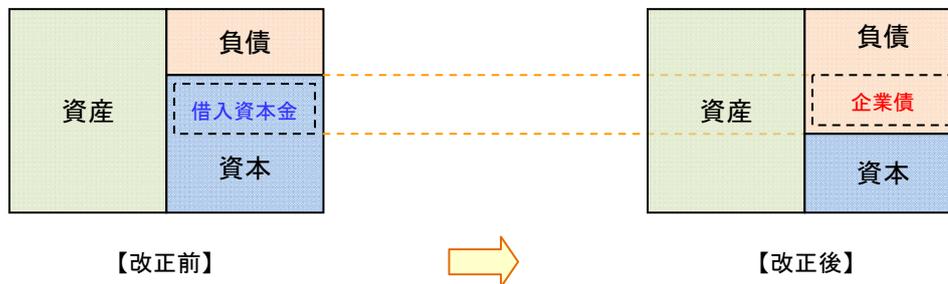
今回の改正により、地方公営企業の財産状況や経営成績などを示す財務諸表の表示が大きく変わることになります。当企業団においては、主に次の5項目について、財務諸表の表示が変更となります。

- (1) 借入資本金の廃止
- (2) 補助金等により取得した資産の減価償却制度の見直し
- (3) 退職給付・賞与等・貸倒引当金の計上義務化
- (4) リース会計の導入義務化
- (5) キャッシュ・フロー計算書の作成義務化

#### (1) 借入資本金の廃止

資産を取得するための借入金(施設の建設などに充てた企業債)を、『借入資本金』として資本に計上する制度が廃止され、民間企業と同様に『企業債』などとして、負債に計上することになりました。

○貸借対照表のイメージ



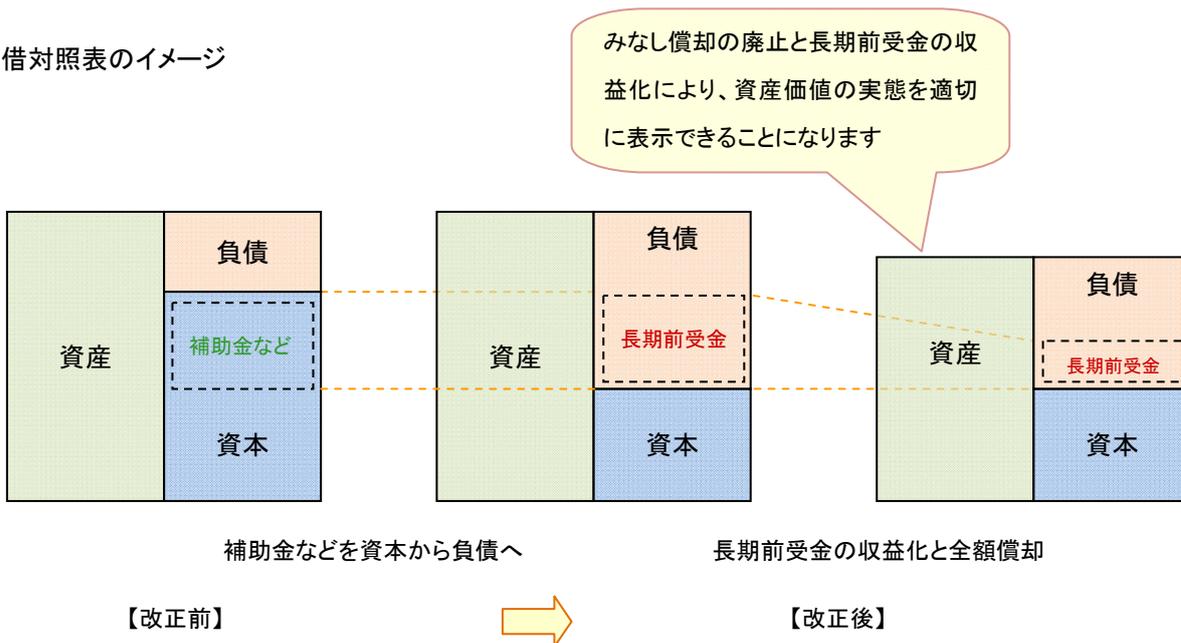
#### (2) 補助金等により取得した資産の減価償却制度の見直し

取得した資産の効果が複数年にわたるものについては、取得価額を一括して費用へ計上するのではなく、決められた耐用年数に分けて、毎年、減価償却費として費用へ計上することになっています。

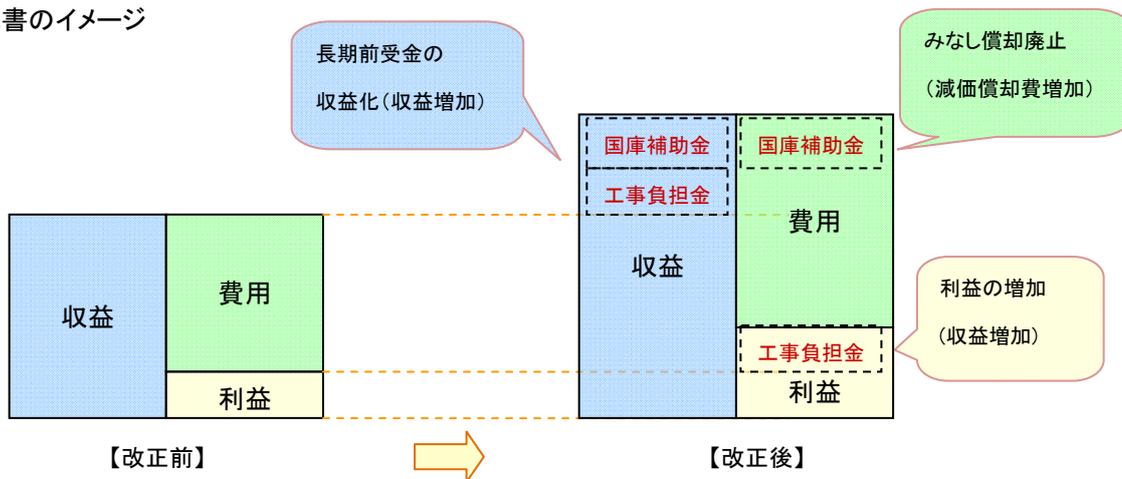
国からの補助金などにより資産を取得することが多い地方公営企業では、取得価額から補助金などを控除して減価償却できる『みなし償却』が認められており、企業団でも国庫補助金により取得した資産について、『みなし償却』を適用し減価償却費を低く抑えてきました。(国庫補助金以外の工事負担金などについては、『みなし償却』を適用しないで全額償却しています。)

改正後は、『みなし償却』が廃止され、すべての資産について全額償却することにより、減価償却費が増加します。また、資本へ計上していた補助金などを、長期前受金として負債へ計上し、減価償却の進行と合わせて、毎年、収益化することにより収益も増加します。

○貸借対照表のイメージ



○損益計算書のイメージ



※『みなし償却』の廃止により、国庫補助金相当額については費用(減価償却費)と収益(長期前受金)が共に増加しますが、『みなし償却』を適用していなかった工事負担金などの相当額については、費用は増加しないで収益のみ増加するため、利益が増加します。

しかし、この利益は、過去に資産を取得するための財源として使用した工事負担金などを収益化することによって発生したものであり、実際には資金(現金)を伴わない利益です。

このため、企業団では、現金支出を伴わない減価償却費などの内部留保資金で調整し、資金を確保した上で、施設更新などの建設改良費の財源として管理していくこととしています。

### (3)退職給付・賞与等・貸倒引当金の計上義務化

改正前は、退職給与と修繕費の引当に限り任意適用が認められていましたが、改正後は、民間企業と同様に、次の要件を満たすものについて計上が義務付けられました。

#### 【引当金の4つの要件】

- ・将来の特定の費用または損失である。
- ・その発生が当該年度以前の事象に起因する。
- ・その発生の可能性が高い。
- ・その金額を合理的に見積もることができる。

企業団では、この4つの要件を満たすものとして、退職給付引当金・賞与引当金・法定福利費引当金・貸倒引当金などを計上しています。

#### ①退職給付引当金

年度末に、全職員が自己都合により一斉に退職するものと仮定した退職手当の総額(簡便法)を計上しています。

#### ②賞与引当金・法定福利費引当金

6月賞与は、12月2日から次年度の6月1日までが対象期間となるため、12月2日から3月31日までの費用について計上しています。また、賞与に係る法定福利費についても同様です。

#### ③貸倒引当金

将来の水道料金債権などの貸倒に備えて、回収不能見込み額を費用計上しています。

#### ※特別修繕引当金

改正前に修繕費の平準化を図る目的で引当てていた修繕引当金を、特別修繕引当金に振替計上した上で、経過措置を適用し、従前の例により取り崩し使用することとしています。

### (4)リース会計の導入義務化

リース取引(一定の条件の下で、貸手へ借手が使用料を支払うことにより、特定の物件を使用する権利が得られる取引)については、改正前はその実態にかかわらず賃借料として会計処理してきましたが、改正後は※売買取引と同じ状態にあると認められるリース取引は、資産及び負債として認識することで、将来の支払い総額が明示されるリース会計を導入することになりました。

#### ※売買取引と同じ状態にあるものとは？

- ①ノンキャンセルブル(契約期間中の契約解除が不可能)
- ②フルペイアウト(リース料総額が、購入して使用した場合の費用とほとんど同額)

この2つの要件を同時に満たす場合は、『ファイナンス・リース取引』に分類され、実質的にはモノを売買したことと同じ状態であると認められます。

また『ファイナンス・リース取引』のうち、

- ③契約終了後に所有権が借主に移転するものは『所有権移転ファイナンス・リース取引』に分類されます。

企業団では①②③を満たす『所有権移転ファイナンス・リース取引』について、リース会計を導入しています。

### (5)キャッシュ・フロー計算書の作成義務化

企業会計は発生主義会計であり、収益は現金の収入の時点ではなく、サービス提供時等に認識されます。

例えば、料金を調定(請求)し収益に計上しても、未収金を回収しなければ現金の収入は認識されず、収益・費用を認識する会計期間と、現金の収入・支出を認識する時期に違いが生じることになります。

このように貸借対照表や損益計算書では分からない資金の流れを把握するため、民間企業会計などで導入されているキャッシュ・フロー計算書の作成が義務付けられました。

キャッシュ・フロー計算書は、次の3つの区分により表示されます。

①業務活動によるキャッシュ・フロー

通常の業務活動の実施に必要な資金の状態を表します。

(サービスの提供等による収入、原材料等の購入による支出など)

②投資活動によるキャッシュ・フロー

将来に向けた運営基盤確立のために行う投資活動に係る資金の状態を表します。

(固定資産の取得や売却、投資資産の取得や売却など)

③財務活動によるキャッシュ・フロー

業務活動や投資活動に係る資金の調達や返済に係る資金の状態を表します。

(借入・返済による収入・支出、増減資による収入・支出など)

企業団では損益計算書や貸借対照表との関連が明確であることから、間接法によりキャッシュ・フロー計算書を作成することとしています。